



3度目の緊急事態宣言が延長されましたが、皆さんの生活への影響は如何でしょうか。

テレワークも定着している会社と、やはり会社に出社しなければならない業種等様々かと思います。変異種が増えてもやはり基本は手洗い・うがい・マスク・消毒のようです。梅雨前の気持ちのいい季節ですので換気も行いながら業務にあたりましょう。

月次支援金

3回目の緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置の影響緩和のため「月次支援金」という制度が政府から発表になっています。1-3月の「一時支援金」と同様の点が多いですが、今回の宣言では百貨店や映画館等の大規模集客施設等も対象になったことから、より給付対象が広がっております。

一時支援金または月次支援金を受給された方は、事前確認の手続きが省略される等、2回目以降の申請の手続きが簡単になります。6月末から専用サイトからオンラインで申請可能になる予定です。

<給付対象のポイント>

- ① 緊急事態措置又は蔓延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2021年の宣言中の各月（4-6月）の月間売上が、2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少した事業者（各月毎）

※①・②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となります

※都道府県から時短営業の要請に伴う**協力金を受給している飲食店は、月次支援金と重複受給できません。**

※一時支援金の時と異なる点として、**1か月単位で判断し、支給も1か月単位**です。

<給付額>

2020年又は2019年の対象月ー 2021年の対象月の売上
中小法人等：上限20万円/月 個人事業者等：上限10万円/月

<申請期間>

4月分/5月分：2021年6月下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日

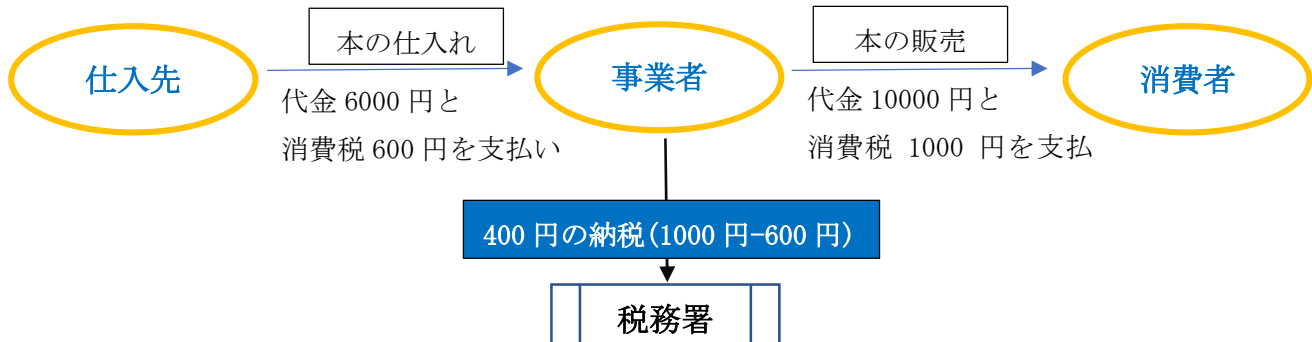
<給付対象の具体例>

1 日常的に訪れるお店 アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など	6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
2 教育関連の事業者 学習塾、スポーツの習い事など	7 システム開発などのITサービスを提供する事業者
3 医療・福祉関連の事業者 病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など	8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
4 文化・娯楽関連の事業者 スポーツ施設、劇場、博物館など	9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
5 旅行関連の事業者 ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど	10 農業や漁業を営んでいる事業者

消費税のインボイス制度について① インボイスとは何か

いよいよ日本型インボイス制度の導入が近づいてきました。インボイスとは何か？等これから複数回にわたって取り上げて行きたいと思います。

消費税は、基本的に預かった消費税から仕入等で支払った消費税を差し引いて差額を税務署に納付します。この差引の金額を計算するために、仕入れ先からは請求書を発行してもらい消費者には領収証を渡します。



- インボイスとは簡単に言えば請求書の事です。ではこれまでの請求書と何が違うのか。消費税の仕入れ控除を受ける為に必要な請求書の形式が令和5年10月1日から変わるのです。この形式を「適格請求書（インボイス）」と言います。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社 (T.1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 (課税事業者のみ登録可)
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

- インボイスの保存が仕入れ税額控除（消費税の控除）を受けるための要件です
- 自社がインボイスを発行するには登録事業者の申請が必要です
- 上記の通り、請求書や領収証等の記載事項が増えます

登録事業者

今回の改正で一番ポイントとなるのが、登録番号をインボイスに記載しなければならない点です。登録事業者は消費税の課税事業者のみ申請が可能です。

登録事業者の申請は今年の10月1日から始まります。(詳細は次回へ！)



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。